

SA・ネット大阪ニュース 第14号

発行 NPO法人シルバーアドバイザー・ネット大阪 <http://sanetohsaka.web.fc2.com/>
連絡事務所 〒540-0006 大阪市中央区法円坂 1-1-35 大阪市教育会館
NPO 法人大阪府高齢者大学校内 TEL・FAX 06-6947-8300

◆ ◆ 第6期定時総会開催の報告 ◆ ◆

5月26日(土)午後1時半より、大阪市中央区「大阪市教育会館」にて、第6期定時総会がご来賓に大阪府福祉部高齢介護室介護支援課中村光延課長補佐、NPO 法人大阪府高齢者大学 長井美知夫理事長のご出席を頂き開催されました。

総会議長には顧問の石井定雄氏が選出されて、次の議案審議がありました。

第1号議案「第6期事業報告」、第2号議案「第6期収支決算報告と監査報告」、第3号議案「役員選任」、第4号議案「第7期事業計画」、第5号「第7期事業収支予算」と「定款変更」について各事業部長から報告され、審議の結果それぞれ承認されました。

◆ ◆ 第6期事業報告 ◆ ◆

第1号議案 第6期事業報告（事業期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

1、第6期事業総括報告

昨年度は、国内外とも大きな社会変革がおきています。海外はさておき国内では、東日本大震災から一年経過しても被災地の復興も未だ道半ば、一方地元大阪では、大阪府、大阪市とも首長が変わり、「維新の会」の波のうねりは今や中央政界も大きく揺り動かそうとしています。このような状況下で、介護福祉事業部を除く3事業部とも引き続き活発な活動を展開しました。

介護福祉事業部は、従来の「大阪府立介護情報・研修センター福祉用具説明員サポート事業」が昨年3月末日を以て活動を終了しましたが、同6月、国際障害者交流センター（通称、ビッグ・アイ）（堺市南区茶山台1丁）と委託契約し、同センター内の「バリアフリープラザ」内に展示、設置してある介護用品・パソコン・図書類の管理・説明員ボランティア業務を行うこととなり、地元のSA会員を中心にボランティアを募集し、8月より実施することになりました。以降順調に活動を行っています。

この機会に事業部の名称も、「介護福祉事業部」と改めました。幸いにして、その委託金収入もあり、経常収支は全体で若干の黒字を計上することができました。

第6期の主な事業と今後の課題

1) 渉外ネットワーク活動

大阪府高齢者大学校、大阪アクティブシニア協会の事業活動に係わり、「各種文化講座、歴史講座」の企画・運営、「大阪出前サポートバンク」の立ち上げ・運営、「大阪アクティブシニアフェア」開催に参画、協力を行いました。

2) 広報活動

広報誌「SA・ネット大阪ニュース」は、第11号から第13号まで年3回発行し、事業報告に加えイベント計画の紹介・PRに重点を置きました。

3) 理事会

定例理事会を年12回開催。各部の事業展開の報告と事業推進方策の討議を行いました。

4) 今後の課題

- ① 「介護福祉事業部」は、培った福祉用具に対する説明のノウハウを生かし、説明員のスキルアップを図りながら、ビッグ・アイと連携を如何に深めていくかが課題です。
- ② 自主事業である他の3事業は、いずれも収入増を図るための新しい成長戦略が必要です。
- ③ 会員数は年々横這い状況にあり、会員獲得のための広報活動を検討します。

2 事業部活動報告

1) 介護福祉事業部活動報告

前期まで当法人の活動の柱であった「大阪府介護情報・研修センター」での福祉用具説明員サポート事業は、前期末でセンターが閉館されたのに伴い、委託契約も解除され活動も中止せざるを得ませんでした。

私たちは、折角の蓄積した「福祉用具説明のノウハウ」を活かすべく活動場所を探していたところ、国際障害者交流センター（通称：ビッグ・アイ）（堺市南区茶山台 1-8-1）と契約、同センター内にある「バリアフリープラザ」での展示介護用品の説明や障害者利用パソコン立ち上げ・図書貸し出し、ビッグ・アイ内の設備の障害者仕様などの説明をすることになり、昨年6月契約、7月より説明員の応募を行い、研修会を実施、8月より説明ボランティアを開始しました。

23年8月から、24年3月まで8ヶ月で、144日、延300人が活動しました。現在、22名が登録されていますが、全員意欲的に取り組んでいます。

2) 伝承おもちゃづくり府民塾事業部活動報告

大阪府下の諸会場を舞台に「おもちゃづくり教室」をはじめ、各団体・諸施設等が主催するイベントに参加し、「伝承おもちゃづくり」手法を通じて子ども達や若い親たちと三世代交流を深めることができました。

従来の定期的に行う教室やイベント参加のほかに、新しく派遣依頼による「教室」もあり、広報活動や、口コミによる活動範囲の拡大に努めた成果であろうと思われます。特に、昨年度は、国際交流活動を通じて、エール学園、大阪日本語教育センター等で、海外からの若い留学生と交流し、「おもちゃづくり」を通じて、お互いの母国の生活、遊び、文化等を相互に披露し、理解する機会をもちましたが、予想以上に留学生からの反応があり、今後も継続的に出前してほしいとの要望があります。

「おもしろ算数教室」事業とも連携し、おもちゃづくりと同じ場で行いましたが「パズル」「迷路」が子ども達に好評でした。

ただ、在日外国人の子どもや家族との交流する機会がつかれず残念ですし、反省点です。また、大阪府福祉基金福祉振興助成金 150,000 円を受けましたが、参加料収入、教材冊子販売収入が予算比、大幅に下回ったため赤字決算になったことは、全く忸怩たる思い

で深く反省しています。

通期開催 17回、延19日。 SA参加者数 延145名。 来場者数1837名、
教材読本（手づくりおもちゃ読本他 頒布実績 20冊

3) おもしろ算数教室事業部活動報告

この教室では、楽しみながら、算数マジックの謎解き・算数パズルを解くこと・
計算トレーニングを通して、次の①、②を目指しています。

- ① 小学生には、考える力、根気よく物事に取り組む力や、基礎計算力を身につけさせます。
- ② 高齢者を対象としては、脳の活性化を図ります。

高齢者向きに実施しました出前講座5か所の、参加者人数は約90名でした。その内25名に対してのアンケート調査では、22名から非常に良かったとの声をいただいています。このように、「おもしろ算数教室」を実施したところでは、高い評価を得ていると考えています。

また、行事に合わせてのパズル体験も、9回実施することが出来ました。

更に、短時間のパズルだけの実施を求められ「おもしろ算数パズル塾」を実施出来たのも初めてのことでした。

更に、7月と10月に作成し、販売を始めましたパズル基礎編のテキスト「その1、その2、その3」の販売は、予想以上に伸びて206冊となっています。この販売を開始して、困難点として浮かび上がってきたのは、テキストに使用したパズルを、体験や、出前講座に使用できないことです。

以上の活動は、サポーターの皆様の協力の下、実施出来たものと考えています。

4) 国際交流事業部活動報告

23年度は国際交流サロンとして第12回～19回まで8回実施しました。

- ① 第12回は81名の参加者、第19回は約100名参加者と、いずれも「おふく寄席」のメンバーによる英語落語を実施しました。英語教師をされている外国人、留学生、高齢者大学校英語科の受講生、地域で日本語を教えている方などが参加され、解りやすい英語だったとか、休憩時間での交流や参加者による体験講座は楽しかったと大変好評でした。
- ② 第14回のネパールで現地の都市交通の改善に貢献されたJICAシニアボランティアの馬場喜代志氏の体験報告は大変感銘深いお話でした。（28名参加）
- ③ 第15回のレヴィ デュエイン氏の話しは日本語をいかにして短時間にマスターできたかの秘訣を聞くことができました。和製英語の正しい英語での表現方法やパズルを楽しみました。（34名参加）
- ④ 第13回、16回、17回、18回ではエール学園や大阪日本語教育センターの留学生と日本の伝承おもちゃを一緒に作りながら交流をし、大変喜ばれました。

5) 企画部事業活動報告

- ① 大阪アクティブシニア協会との協働活動を強化することを目標にして いましたが、2月25日開催の第5回アクティブシニアフェアでのパネル展示の活動に

終わりました。

- ② 「大阪府介護情報・研修センター」に代わる施設を運営・管理する団体として大阪府看護協会と提携し応募を致しましたが指定を受けることができませんでした。
- ③ 中国・大連市老人大学との交流を企画しましたが、万一の事故補償の面で理事会で異議が出た為、やむなく中止致しました。
- ④ 健康支援に関する「介護研修と軽スポーツ講座」を新年度の事業とすべく
 - ①受講料収入のみで企画運営する場合
 - ②社会福祉振興助成金を申請して企画運営する場合の二本立てで企画を進めています。

◆ ◆ 第6期収支決算報告と監査報告 ◆ ◆

第2号議案「第6期収支決算報告」は、服部早樹子会計担当より報告され、監査報告は、和佐義顯監事より報告され、異議なく承認されました。

(決算報告：HP参照)

◆ ◆ 第7期新役員の選任 ◆ ◆

第7期の新役員選任については、理事 出口恭一氏、監事 和佐義顯氏の退任の報告があり、新監事に松本勉氏が選任され承認されました。

第7期 役員 (敬称略)	
理事 (顧問)	永田 得祐
理事 (顧問)	石井 定雄
理事 (理事長)	三田 進一
理事 (副理事長)	西川 龍夫
理事 (副理事長)	武内 信憲
理事 (副理事長)	奥谷 英夫
理事	二葉 登代子
理事	田中 暁子
理事	大川 正彦
理事	島田 道子
理事	服部 早樹子
監事	松本 勉 (新任)

退任 理事 出口 恭一氏 退任 監事 和佐 義顯氏

◆ ◆ 第7期事業計画 ◆ ◆

第4号議案 第7期事業計画

1. 第7期総括事業方針

- 1) 企画力・実践力を強化し「魅力あるイベント」開催を通じて私たちのNPO活動を周知させ、会員の増強と人材の育成を図ります。
- 2) 大阪府の意向に沿って大阪府内の「介護用品展示」施設を活用し、委託事業の実施を図る団体と連携し、「介護福祉事業」の展開を図ります。
現在、(社)大阪府看護協会との連携工作中です。
- 3) 広報活動の強化
HPと広報誌「SA・ネット大阪ニュース」を通じて、「魅せる紙面」と「具体的なミッション」を軸に内容充実と、会員募集を図ります。
- 4) 大阪府高齢者大学校、大阪アクティブシニア協会との連携を密にし、SAネットの事業拡大につながる相乗効果を目指します。

2. 事業の実施に関する事項

1) 介護福祉事業部活動計画

- ① ビッグ・アイでは「バリアフリープラザ」の活用を多様化するために、現在のような常設展形式を、一部を残し企画展形式（例えば月によって車いす、ベッド、杖等を各種展示、また障がい児の絵画の展示など）に変えることを検討しているのに対応する為、説明員の全般的なレベルアップを図ります。
- ② そのための説明員への研修会の実施や、企画展の情報提供、開催協力等を行うことで、ビッグ・アイとの関係をより緊密なものにしたいと思っています。

2) 伝承おもちゃづくり府民塾事業部活動方針

「おもちゃづくり教室」や、イベントを通じて、日本の伝承おもちゃづくりを親子と共に教え、楽しみながら学んでいきます。

「自分だけのおもちゃ」をつくり、それを持って遊ぶことで「ものづくり」の大切さや、喜びを体験してもらいます。また、親子や友達との共同作業を通じて「絆」や「友情」を育むことを期待します。

前期、おもちゃづくりを通じて「留学生との交流」を行いました。好評でお互いに刺激を受けたので、再度交流の企画を考えています。「日本の良き伝承文化」を体験することは彼らにとって、将来、大いにプラスになっていくであろうと思っています。

事業運営資金の確保も重要な課題であり、教材冊子の頒布先の掘り起し、「おもちゃ」の商品化等を早急に実現化する必要があります。

3) おもしろ算数教室事業部活動方針

この教室は、算数マジック・算数パズル・百升計算等の三点セットの取り組みをしています。

す。楽しみながら、小学生には、論理的思考力すなわち考える力、根気よく物事に取り組む力を身につけさせます。また、高齢者には、脳の活性化を図ることを目指して活動していきます。

出前教室の依頼は、少しではありますが、増えています。そこで、出前教室のさらなる充実や、テキスト販売の促進を、図りたいものです。それにより、算数パズルを解く楽しみを、より多くの方々に味わっていただき、愛好者が増えていくことを期待して活動します。そこで、楽しいパズルの開発を、サポーターの皆さんと一緒に、今まで以上にすすめていきます。

以上を踏まえて、サポーター会の運営に工夫をしたいと考えています。

- ① サポーター会を、楽しめる会にする。
- ② サポーター会で、パズルを解き、開発中のパズルの点検をする。
- ③ サポーターの方々に、おもしろ算数パズル塾を実施できる機会を探る。
- ④ サポーター会で、講座に代わる「おもしろ算数教室」の広がりを模索する。

4) 国際交流事業部活動方針

- ①国際交流サロンの継続実施（年間3～4回 5月26日、9月15日、11月10日、3月3日 予定）。講演会では様々の国際関係の課題に取り組むために毎回テーマを選び、ふさわしい講師の依頼をし、国際理解を進めるための企画を進めます。
- ②外国人留学生との交流会を通して世界の様々の国の歴史・文化・生活などを知り相互理解を促進します。
- ③関係他団体との事業の連携を進め、参加をして交流を図る。各種団体、市町村での地域での国際交流活動の調査をして事業へ積極的に参加します。
- ④地域での活動の情報収集と会員への情報提供をして国際交流活動を促進します。

5) 企画部活動方針

- ①平成24年度のメイン事業と位置づけています「介護研修と軽スポーツ講座」運営助成金を申請していましたが、残念ながら認められませんでした。そのため大阪府看護協会協力のもとに別途事業計画を企画、実施する予定です。
- ②大阪府看護協会桃谷センター生活体験館「GOKAN」での説明ボランティア活動の実施
元看護師で定年退職の方を「GOKAN」の福祉用具説明要員として活用を予定して大阪府看護協会と提携し、大阪市内在住の高大等の修了生を説明ボランティアと一緒に活動できるように提案しています。

◆ ◆ 第7期収支予算 ◆ ◆

第5号議案「第7期収支予算」は、服部早樹子 会計担当より報告され、異議なく承認されました。
(第7期収支予算：HP参照)

◆◆ NPO法改正に伴う定款変更及びこれに伴う変更登記について ◆◆

第6号議案 定款変更

平成24年4月より、改正NPO法が施行され、また、これに伴い組合等登記令も改正されました。

今般の法改正では、法人の所管庁、法人活動分野、各種認証・届出手続き、会計書類、登記関係等で、既定事項の変更、追加、各種手続きの変更、明確化等の措置が図られることとなりましたが、当法人としては、以下に記載した事項に関して定款変更及び変更登記が必要となり、下記の変更報告があり承認されました。

(1) 定款の一部変更

第1章 総則 第2条 (事務所)

現定款では、第2項で従たる事務所を規定していますが、現在、同所では事務所として機能しておらず、今後も必要性が見込まれませんので閉鎖いたしたいと存じます。

第1章 総則 第2条 (事務所)

変更後	変更前
この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。	この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。 <u>2、この法人は、従たる事務所を大阪府大阪市北区に置く。</u>

(2) NPO改正に伴う変更登記と定款記載事項追加

1、第4条 (活動の種類)

現定款では、特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げられている号数・文言が、条文と全く同じ形で記載され定められていますが、今回の改正により事業が追加され号数に齟齬が生じ、今後も齟齬が生じることが予想されますので変更したいと存じます。

第1章 総則 第4条 (活動の種類)

変更後	変更前
この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1、保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2、社会教育の推進を図る活動 3、まちづくりの推進を図る活動 4、国際協力の活動 5、子どもの健全育成を図る活動 6、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という） <u>第2条別表</u> ① <u>号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）</u> <u>同②号（社会教育の推進を図る活動）</u> <u>同③号（まちづくりの推進を図る活動）</u> <u>同⑨号（国際協力の活動）</u> <u>同⑩号（子どもの健全育成を図る活動）</u> <u>同⑰号（上記各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）を行う。</u>

2、第3章 役員 第13条 (職務)

代表権の範囲又は制限の定めが登記事項になったため、登記内容の変更が必要となり併せて定款記載事項を追加します。

当法人の場合、定款第4章第13条(職務)で、「理事長は、この法人を代表して、その業務を統括する」とし、理事長の代表権の範囲と、理事長以外の理事が代表権を有しないことを定めています。

しかし一方で、組合等登記令が、理事全員の登記が必要としているため、当法人もこれに従い、理事全員の登記を行っています。

ところが、今般、組合等登記令が改正され、定款上の代表権の制限に関する定めを登記事項とする旨の変更が行われました。

このため、当法人としては、平成24年9月末までに、「理事長がこの法人を代表し、その業務を統括する」旨と「理事長の氏名、住所等」を登記する一方、理事長以外の理事については代表権がないことを明らかにするため「代表権喪失」として、その登記を抹消します。

また、こうした趣旨に従い、第13条を下記のように変更します。

変更後	変更前
第13条(職務) 理事長は、この法人を代表し、 <u>その業務を統括し、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 2(省略) 3(省略) 4(省略)	第13条(職務) 理事長は、この法人を代表し、その職務を統括する。 2(省略) 3(省略) 4(省略)

3、第4章 総会 第20条 (総会の機能)4項、及び第6章(資産、会計及び事業計画) 第41条 (事業報告及び決算)

法改正により、事業年度終了後に、作成する会計書類のうち「収支計算書」が「活動計算書」と表示変更されます。

これにより、当法人も、定款第41条の「収支計算書」とする文言を「活動計算書」に変更するとともに整合性を図る観点から、第20条(4)の「収支決算」も「活動決算」に変更する要が生じました。

第6章(資産、会計及び事業計画) 第41条 (事業報告及び決算)

変更後	変更前
理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表。 <u>活動計算書</u> を作成し、監事の監査を経て、総会の承認をえなければならない。	理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表。 <u>収支計算書</u> を作成し、監事の監査を経て、総会の承認をえなければならない。

第4章（総会）第20条（機能）

変更後	変更前
総会は、以下の事項について議決する。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 事業報告及び <u>活動決算</u> (5) (省略) (6) (省略)	総会は、以下の事項について議決する。 (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) 事業報告及び <u>収支決算</u> (5) (省略) (6) (省略)

ただ、これについては、法改正の経過措置として、当分の間は、従来通りの文言表示でもよいとのことでありますので、当法人としては、該当条文の文言変更だけは済ませておき、時期をみて、関係会計書類の文言変更を行うことにします。

4、第7章 事務局 第45条（書類及び帳簿の備置き）

今回の改正で、書類及び帳簿の備置きは主たる事務所だけでなく、すべての事務所に備置きをしなければならないことになりました。「主たる」が抹消されました。

変更後	変更前
事務所には、法28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。	<u>主たる事務所</u> には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

5、第8章 定款の変更及び解散 第46条（定款の変更）

今回の法改正により定款を変更する場合、軽微であるとの如何を問わず変更は全て所轄庁の認証が必要になりました。

変更後	変更前
この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>事項を変更する場合</u> 、所轄庁の認証を得なければならない。	この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 所轄庁の認証を得なければならない。

(3) 今後の手続きについて

定款変更については、当法人の場合は所轄庁が現在は大阪府であるため、総会終了後まず大阪府に届出書を提出し、所轄庁が茨木市に移ってから茨木市への届け出の他、認証が必要であるので、速やかに、手続きを進め、登記申請を行います。

なお、条文の文言については、事前に所轄庁と打ち合わせしていますが、軽微な字句の変更が生じた場合の判断については理事長に一任をお願いいたします。

◆ ◆ 第20回国際交流サロン「ゲーテに学ぶ」 ◆ ◆

第6期定時総会の終了後、引続きまして第20回国際交流サロン「ゲーテに学ぶ」が午後3時より同会場で開催されました。



講師は放送大学大阪学習センター所長 林 正則先生で、ゲーテは万能の天才であることをパワーポイントを使って、大変分かりやすく講演をいただき良く理解が出来ました。

又、講演後はお馴染みの耕善一郎先生の歌唱指導により、ドイツ語で「野ばら」を全員で歌い、ドイツに浸った2時間でした。

*HPにも総会とサロンの写真「報告」を掲載していますので、是非ご覧ください。

◆ ◆ 新規人材募集中 ◆ ◆

新規事業の企画・開発に従事して頂ける「新規人材」を大募集中です。

NPOで新しい活動に挑戦してみませんか！！

積極的なご応募をお待ち申し上げます。

ご連絡先窓口 E-mail : 2006.09@sanetosaka.jp

◆ ◆ ホームページについて ◆ ◆

HP「会員広場」に会員の皆様の「活動報告」の投稿、又「イベント」情報連絡用としてのHPのご活用をお待ちしていますので、広報部までご連絡ください。

ホームページ URL : <http://sanetohsaka.web.fc2.com/>

(*) HPの「URL」を変更しましたので、「お気に入り」の変更をお願いします。

ご投稿先窓口 E-mail : 2006.09@sanetosaka.jp

【 編集後記 】

「SA・ネット大阪ニュース」第14号は、「総会特集号」の内容でお届けいたしました。

NPO法改正に伴う定款変更とこれに伴う変更登記がありますので、ご注意ください。
会員の皆様より、本紙への積極的な「投稿」を心からお待ち申し上げます。

次号は前期事業の中間報告の内容で、11月中旬に発行の予定です。(広報部 : T.N)